

鹿児島市物価高騰対策給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用し、食料品等の物価高騰の影響を受ける鹿児島市民（以下「市民」という。）の負担軽減を図るために行う鹿児島市物価高騰対策給付事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

(ギフトカードの配付)

第2条 鹿児島市（以下「市」という。）は、この要綱の定めるところにより、第4条第1項及び第2項に掲げる者（以下「配付対象者」という。）の属する世帯（以下「配付対象世帯」という。）の世帯主（以下「配付対象世帯主」という。）に対し、プリペイド型ギフトカード（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第3条第1項に規定する前払式支払手段に該当するものであって、市長が指定するものをいう。以下「ギフトカード」という。）を配付する。

(ギフトカードの額)

第3条 配付対象世帯主に配付するギフトカードの額は、当該配付対象世帯に属する配付対象者の数に5,000円を乗じた額とする。

(配付対象者)

第4条 配付対象者は、令和8年1月1日（以下「基準日」という。）において、市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以降初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、配偶者その他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等特別な配慮を要する者で、別表に掲げる要件に該当するものは、配付対象者とする。

(ギフトカードの配付方法等)

第5条 ギフトカードの配付は、配付対象世帯主の住所（住民基本台帳に記録されている住所をいう。以下同じ。）に宛てて送付することにより行うものとする。ただし、市は、送付による配付が困難であると認める場合は、その他適当な方法により配付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、配付対象世帯主が次に掲げるいずれかに該当する場合は、当該配付対象世帯主は住所以外の宛先（当該宛先において配付対象世帯主がギフトカードを受領することができる場合に限る。）にギフトカードの送付を求めることができる。この場合に

において、当該配付対象世帯主は、市長が別に定める期日までに、鹿児島市物価高騰対策ギフトカード送付先変更の届出書（様式第1）（以下「送付先変更届出書」という。）を提出するものとする。

(1) 出産、出張等の理由により住所である自宅を短期間不在にする場合

(2) 入院、入所等により住所である自宅を不在にする場合

(3) その他配付対象世帯主が住所である自宅を不在にする場合で、ギフトカードを住所以外の宛先に送付することが適当と認められる事情があると市長が認める場合

3 ギフトカードの受領を辞退する配付対象世帯主は、市長が別に定める期日までに、鹿児島市物価高騰対策ギフトカード受領辞退の届出書（様式第2）（以下「受領辞退届出書」という。）を提出するものとする。

4 市は、前項の規定により配付対象世帯主から受領辞退届出書の提出を受けたときは、当該配付対象世帯主に対するギフトカードの配付は行わない。

5 配付対象世帯主は、送付先変更届出書又は受領辞退届出書の提出に当たり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示することにより、配付対象世帯の世帯主本人による提出であることを証するものとする。

（代理による受領等）

第6条 配付対象世帯主に代わり、ギフトカードを受領することができる者（以下「代理人」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）

(2) 親族その他平素から配付対象世帯主の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 配付対象世帯主は、前項の規定により代理人にギフトカードを受領させようとするときは、市長が別に定める期日までに、鹿児島市物価高騰対策ギフトカード代理受領の届出書（様式第3）（以下「代理受領届出書」という。）を提出するものとする。

3 配付対象世帯主は、代理受領届出書の提出に当たり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示することにより、当該配付対象世帯主本人による提出であることを証するものとする。

（本事業に関する周知等）

第7条 市長は、本事業の実施に当たり、事業の概要、配付対象者の要件、配付の手順その他の本事業に関する情報について、広報その他の方法により市民への周知を行う。

（配付対象世帯主がギフトカードを受領しない場合の取扱い）

第8条 市長は、第5条の規定によりギフトカードを送付した後、配付対象世帯主（第6条の規定により代理人が受領することとなっている場合は当該代理人をいう。以下この条及び次条において同じ。）の不在、所在不明等により当該配付対象世帯主がギフトカードを受領せず、当該ギフトカードが市へ返送された場合は、当該配付対象世帯主に対するギフトカード

の受領に係る連絡、確認等に努めるとともに、ギフトカードを再度送付するものとする。この場合において、配付対象世帯主が、再度の送付に係る送付先の変更を希望したときは第5条第2項、第3項及び第5項の規定を、代理人による受領を希望したときは第6条の規定を、それぞれ準用する。

2 前項の規定によりギフトカードを再度送付した場合において、市が確認等に努めたにもかかわらず配付対象世帯主の不在等により当該配付対象世帯主がギフトカードを受領せず、当該ギフトカードを令和8年9月30日までに配付できなかったときは、当該配付対象世帯主がギフトカードの受領を辞退したものとみなす。

(不当利得の返還)

第9条 市長は、配付対象者又は配付対象世帯主の代理人が次の各号のいずれかに該当するときは、既に配付したギフトカード（既にギフトカードを使用している場合は、当該ギフトカード及びその使用相当額）の返還を求めるものとする。ただし、配付対象世帯に複数の配付対象者が含まれる場合であって、その一部の配付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該配付対象世帯の配付対象世帯主に対し、次の各号のいずれかに該当する配付対象者の数に5,000円を乗じた額の返還を求めるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段によりギフトカードの配付を受けたとき。

(2) 配付対象者又は配付対象世帯主の代理人の要件に該当しないにもかかわらずギフトカードの配付を受けたとき

(権利の譲渡又は担保の禁止)

第10条 ギフトカードの配付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年2月24日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	配付対象者の要件等
配偶者その他親族からの暴力等を理由に避難している者	<p>配偶者からの暴力等を理由に本市内に避難し、当該配偶者と生計を別にしている者（女性相談支援センターの一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設（以下「女性自立支援施設」という。）の入所者で、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）その他当該入所者が属する世帯の者が加害者である暴力被害を受け、当該親族と生計を別にしているものを含む。）及びその同伴者又は親族からの暴力等を理由に本市内に避難しており、自宅には帰れない事情を抱えている者及びその同伴者で、次に掲げるいずれかの要件に該当し、基準日時点においてその旨を市に申し出ているもの（基準日時点において本市の住民基本台帳に記録がない者を含む。以下「申出者」という。）。この場合において、当該申出者の属する住民票上の世帯とは別に、当該申出者を独立した世帯とみなし、当該申出者（同伴者がある場合にはいずれか代表する者）を配付対象世帯主として取り扱う。</p> <p>(1) 当該配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定に基づく接近禁止命令又は同法第10条の2の規定に基づく退去命令が出されていること。</p> <p>(2) 当該申出者に対し、女性相談支援センターによる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（これと同様の内容が記載された証明書及び配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）、行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（女性支援事業委託団体、地域DV協議会参加団体及び補助金等交付団体）が発行した確認書を含む。）が発行されていること。</p> <p>(3) 当該申出者が、市の住民基本台帳に記載され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、当該申出者と当該申出者の属する住民基本台帳上の世帯との間に生活の一体性がないと認められること（女性自立支援施設等に申出者が児童（基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）とともに入所している場合で、申出</p>

	<p>者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができるものを含む。)</p>
措置入所等児童	<p>基準日において、次に掲げるいずれかに該当する児童等（児童及び基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を超えて在学している場合を含む。）をいう。）（基準日時点で市の住民基本台帳に記録がない者を含む。）</p> <p>(1) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（保護者（同法第6条に規定する保護者をいう。（2）において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）</p> <p>(2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が執られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が執られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）</p> <p>(3) 身体障害者福祉法第18条第2項若しくは知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設</p>

	<p>をいう。)又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。)に入所している児童(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、かつ、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)</p> <p>(4)生活保護法(昭和25年法律第144号)第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は女性自立支援施設に入所している児童(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、かつ、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)</p> <p>(5)児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定による報告を受けた都道府県から、同法第33条の6第4項に規定する勧奨を受け、同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助における住居に入居している児童等(2月以内の期間を定めて行われる入居をしている者を除き、かつ、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について(令和3年6月7日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」により入居している者に限る。)</p> <p>(6)児童福祉法第23条第1項の規定により母子生活支援施設に入所している者(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)</p>
<p>入所措置等が執られている障害者及び高齢者</p>	<p>次に掲げるいずれかに該当する者で、基準日において、市の住民基本台帳に記録されているもの</p> <p>(1)身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が執られている者(これらに準ずる者としてこれらの規定による措置を行う者が適当と認めるもの(成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者を含む。))を含む。)(2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)</p>

	<p>(2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が執られている者（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）</p>
ホームレス等	<p>ホームレス（ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号第2条に規定するホームレスをいう。）その他の一定の住居を持たない者で、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていないもののうち、基準日の翌日以降、市において住民基本台帳に記録された者</p>
無戸籍者	<p>現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると市に申し出たもののうち、法務局等において無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めた者</p>